

別表 1（第 2 条関係）

地域生活支援事業内容

通則

- 1 事業実施によるサービス提供にあたっては、市自ら行うことのほか、委託によるサービス提供又は市において登録された東海市地域生活支援事業サービス提供事業所によるサービス提供により行うものとする。
- 2 移動支援事業、地域デイサービス事業又は日中一時支援事業のサービス提供を行う事業所は、東海市地域生活支援事業サービス提供事業所として登録された事業所とする。
- 3 前項の登録は、愛知県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市にあつては、当該指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届出がある障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に規定する事業所、又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの市長への登録申請に基づいて行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、日中一時支援事業にあつては、次の事業所基準に該当する事業所は、東海市地域生活支援事業サービス提供事業所として登録申請ができるものとする。

事業所基準 当該事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指導員の総数は、そのサービス提供を行う時間帯を通じて専ら当該事業の提供に当たる指導員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

(1) 日中一時支援 A 型（障がい者）

ア 障がい者の数が 6 人までは、1 人以上

イ 障がい者の数が 6 人を超えるときは、1 に、障がい者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(2) 日中一時支援 B 型（障がい児）

ア 障がい児の数が15人までは、2以上

イ 障がい児の数が15人を超えるときは、2に、障がい児の数が15を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

5 市長は、3又は4の申請があったとき、申請を適当と認める場合に東海市地域生活支援事業サービス提供事業所として登録を行うものとする。ただし、申請が適当と認められないときは、登録しないことができる。

市長は、前段の登録の有無に係る通知を申請者に行うものとする。

6 東海市地域生活支援事業サービス提供事業所は、障がい者等又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい者等又は障がい児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

7 東海市地域生活支援事業サービス提供事業所は、障がい者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市長は、必要があると認めるときは、東海市地域生活支援事業サービス提供事業所に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、東海市地域生活支援事業サービス提供事業所の従業者若しくは東海市地域生活支援事業サービス提供事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは東海市地域生活支援事業サービス提供事業所で、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させて、適正なサービス提供の整備に努めるものとする。

本則

第1 相談支援事業

1 目的

身体障がい、知的障がい又は精神障がいを有する障がい者及び障がい者の介護を行う者等（以下「対象者」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

2 実施方法

障がい者等本人のためのケアマネジメントにより障がい者等の地域生活における包括的な相談支援事業を実施することとし、行政サービスとして広く一般市民を対象として、寄せられた相談に対する横断的な対応、相談者のニーズに応じた助言や各種制度・福祉サービスの利用援助を行う。また、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、専門的な支援を行うものとする。

相談者の実情に合わせて、相談時間を土曜日及び日曜日にも設けること、8時30分から17時15分まで以外の時間帯に対応することなど弾力的な相談支援の実施をするものとする。

事業運営は、法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者に委託することができるものとする。

3 事業の具体的内容

- (1) 対象者の福祉サービス利用を始めとした生活課題に対する、面談による相談、電話・インターネット・ファクシミリ・手紙等の利用による相談、巡回相談等の総合的な相談支援
- (2) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (3) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- (4) 社会生活力を高めるための支援
- (5) ピアカウンセリング
- (6) 権利の擁護のために必要な援助
- (7) 専門機関の紹介
- (8) 協議会の運営、専門的な指導、助言等
- (9) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- (10) 基幹相談支援センターに関する事業
- (11) その他障がい者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした、地域で生活をすることを支えるために必要な相談事業

4 対象者

相談支援事業の対象者は、障がい者及び障がい者の介護を行う者等とする。

5 実施体制

相談支援事業を行う拠点に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいを有す

る障がい者の相談に対応できる人員配置をし、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門的職員及び障がい者の相談・援助業務の経験がある職員を充てるものとする。

6 事業評価

相談支援事業の評価は、協議会において行うものとする。

第2 手話通訳派遣等事業

1 目的

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

2 実施方法

意思疎通を支援する手話通訳者等の属する団体に委託できるものとする。

3 事業の具体的内容

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者を設置する事業等意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する。

4 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とする。

5 実施体制

手話通訳者等とは、次に掲げる者をいい、その属する団体による派遣コーディネートで適当と認められたものとする。

(1) 手話通訳者

ア 手話通訳士 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

イ 手話通訳者 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者

ウ 手話奉仕員 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録された者

(2) 要約筆記者

要約筆記奉仕員 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員として登録された者又はこれと同等と市長が認める者

第3 移動支援事業

1 目的

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

2 事業内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

なお、経済活動等の社会参加については、法に規定される重度訪問介護利用者かつ、疸吸引が必要な者（利用者負担上限月額が「一般2」に該当する者を除く。）を支援する。

3 対象者

障がい者等であって、市長が外出時に移動の支援が必要と認めた者とする。

4 実施方法

個別的支援によって支援を行う。

5 サービスを提供する事業所

東海市地域生活支援事業サービス提供事業所として登録された事業所とする。

第4 地域活動支援センター事業

1 目的

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

2 事業内容（地域活動支援センターⅡ型）

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

3 対象者

障がい者等であって、居場所が必要な者、生活力を高めることが必要な者とす

る。

4 実施方法

居場所の提供、生活力を高める事業の提供、創作的活動の場の提供、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業等を行う。

職員2名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。

5 サービスを提供する事業所

社会福祉法人に委託をするものとする。

第5 地域デイサービス事業

1 目的

障がい者等の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができることを目的とする。

2 事業内容

障がい者等又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて機能訓練、生活訓練、入浴、食事の提供、創作的活動、介護方法の指導、更生相談、レクリエーション、入院生活等を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 対象者

障がい者等であって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、機能訓練、生活訓練等を必要とする者とする。

4 実施方法

居宅又と事業所との間の送迎を必要に応じて行うものとする。

5 サービスを提供する事業所

東海市地域生活支援事業サービス提供事業所として登録された事業所とする。

第6 日中一時支援事業

1 日中一時支援A型（障がい者）

(1) 目的

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(2) 事業内容

障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓

練その他市町村が認めた支援を行う。

(3) 対象者

障がい者であって、日中における活動の場の提供等の支援が必要な者とする。

(4) 実施方法

短期入所事業所等において、宿泊を伴わない短期入所を行う。

(5) サービスを提供する事業所

東海市地域生活支援事業サービス提供事業所として登録された事業所とする。

(6) 医療的ケア加算の対象事業所

医療的ケア加算対象者認定を受けた事業所とする。

2 日中一時支援B型（障がい児）

(1) 目的

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児に日中における活動の場を確保し、安心のある地域生活を提供することを目的とする。

(2) 事業内容

日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。

(3) 対象者

小学生、中学生、高校生に当る年齢の者を対象とした障がい児とする。

(4) 実施方法

居宅又は学校と日中一時支援事業所との間の送迎を含めて行うものとする。

(5) サービスを提供する事業所

東海市地域生活支援事業サービス提供事業所として登録された事業所とする。

(6) 医療的ケア加算の対象事業所

医療的ケア加算対象児認定を受けた事業所とする。